

こどももけりなにあ？

とくだいごう 特大号
 だいごう 第4号
 ねん 2022年
 がつ 11月

武蔵野市では、「子どもの権利条約」に基づき、市を子どもにやさしいまちに
 していくことを目指して、子どもの権利についての条例をつくる準備を進めています。
 条例の素案（もととなる案）ができましたので、紹介します。

子どもの権利条約とは？

子ども(0~17歳の人)が、おとなと同じように一人の人間として『権利』を持っていること、そのなかには子どもならではの権利もあることなどが書かれています。
 世界中の国々が協力して作成し、日本も1994年に条約の内容に賛成しました。

《子どもの権利条約の4つの原則》

命を守られ
成長できる
こと

子どもに
とって最も
よいこと

意見を表明し
参加できる
こと

差別のない
こと

どうして武蔵野市で子どもの権利 条例(仮称)をつくるの？

すべての子どもが自分らしく、安心して暮らすことのできるまち、子どもの権利が大切にされるまちをつくるためのルールをずっと残していくためです。



子どもの権利条例(仮称)って どうやってつくっているの？

おとなによる「子どもの権利に関する条例検討委員会」の意見のほか、中高生世代ワークショップ「Teensムサカツ」、5月に行ったパブリックコメント(意見募集)で寄せられた意見など、子どものみなさんの声も聴きながらつくっています！

市による条例の素案ができたので、次のページから内容を紹介します。
 どれが気になるかな？



条例ができるまで

令和3年5月

「子どもの権利に関する条例検討委員会」での検討が始まる

令和4年3月

「Teensムサカツ2022春」で子どもの権利に関するワークショップを実施

令和4年
5月~6月

委員会中間報告についてのパブリックコメント(意見募集)

令和4年
11月~12月

市をつくる条例素案についてのパブリックコメント(意見募集)

令和5年2月

条例素案の完成、市議会への提出(予定)

4月スタートを
目指しています

いまここ

ぜんぶん
A 前文

しょうれい きほんてき かんが かなが かなが かなが
 条例の基本的な考え方や
 メッセージを表す部分の
 ことです

ちゅうこうせいせだい ティーンズ
 中高生世代ワークショップ「Teensムサカツ」や
 子どものパブリックコメント(意見募集)で寄せられ
 た意見を参考に、令和4年度Teensムサカツ実行
 委員会で前文の一部を考えたので紹介します♪

「わたしたち子どもは、未来の希望となる
 種で、無限の可能性や能力があり、それら
 を発揮することができます。」

わたしたちは平和に生活することができ、さらに豊
 かで充実した人生を歩むことができます。

わたしたちはおとなと同じように意見を言い、話し
 合うことができます。

わたしたちは自分らしく生きるために、自分で考え
 て行動することができます。自分の夢を、自由に考え
 て決めることができます。

しかし、そのためには、わたしたちだけではできない
 こともあり、おとなの協力や支援が必要です。

わたしたちは、知りたいことを学び、教育を受ける
 ことで成長できます。おとなは、未来の社会をつくる
 子どもに、十分な教育を受けさせます。

わたしたちは、不安に感じたり、なやんだり、困った
 りしたときに、信頼できる居場所で、おとなに相談した
 り、助けを求めたりすることができます。

おとなと子どもはお互いの権利を理解し、尊重し合
 うことで、それぞれの権利を守ります。


また、わたしたち子どもはお互いを尊重し合っ
 て行動することができます。


わたしたちは、自分自身のことを大切に思い、幸せ
 を感じられるよう、これらのことを願います。

そして、これらの願いが届くようなまちであることを
 を望みます。」

このことばを実現できる
 まちを自指します!

こ たいせつ けんり
B 子どもにとって大切な権利

子どもの権利条約で決められた、子どもの権利を守
 るとともに、8つの権利  を特に大切な権利
 として守ります。

 は、具体的なしくみを説明しています。

あんしん い きんり
安心して生きる権利

たと
例えば

子どもが健康に、安心して生活が
 でき、助けを求めることができる

ぼうし
①いじめの防止

- どんな理由でもいじめをしてはいけない
- いじめを受けず、安心して暮らせる環境にしてい
- いじめが起きたときにそれを解決するためのしくみをつくる



ぼうりょく ぎゃくたい ぼうし
③暴力・虐待の防止

- 子どもが暴力や虐待を受けることなく、安心して暮らせる環境をつくる



こ そうだん
②子どもの相談



- 子どもが直接相談することができる市の相談窓口をつくる
- 市の相談窓口のほかにも、困りごとや不安に感じることを気軽に話せる、身近な相談の場をつくっていく
- 相談を受けた人は、子どもの秘密を守る

こ あんぜん あんしん
④子どもの安全・安心



- 子どもを犯罪や事故などから守る
- 子どもの施設では、事故が起きないように取り組む
- 子どもの施設では、事故などが起きたときには、安全を守り、同じことが起きないようにする

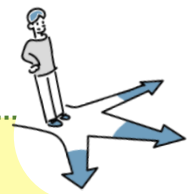
自分らしく育つ権利

子どもが自分の思いや考えを大切にされながら、社会で生きていくための力を身につけることができる



遊ぶ権利

子どもが自分の好きなことに夢中になれる、やってみたいことにチャレンジできる



たとえば

⑤すべての子どもへの支援

子どもは、一人ひとりに合った支援を受けられることができる



⑥子どもの居場所

- 子どもが、自分らしく居られる様々な居場所づくりを進める
- 子どもの年齢、発達にあわせた子ども専用の居場所を用意する
- 子どもとおとなが居場所をいっしょに利用できるように工夫する



休む権利

子どもが体や心がつかれたときに、休むことができる、自分らしく過ごすことができる



自分の意思で学ぶ権利

子どもが学校やそれ以外の様々な場所で、自分の意思で学ぶことができる



差別されずに生きる権利

子どもが子どもであること、外国にルーツを持つこと、障害があること、性的マイノリティであることなどの理由によって差別を受けず、他の人と生きられる



自分の気持ちを尊重される権利

子どもがあかちゃんのおときからその気持ちや願いをきいてもらえる、自分の将来を自分で選ぶことができる



意見表明し、参加する権利

子どもが意見を聴かれ、その意見を大切にされ、おとなと同じように社会の一員として参加できる



⑦子どもが意見を表すこと

- 子どもは自由に自分の意見を伝えることができる
- おとなは、子どもに関係のあることを決めるときは、子どもの意見を聴き、尊重する
- 子どもは、自分の意見とおとなの意見も大切にする



たとえば

⑧子どもの参加

- 子どもは、市のまちづくりに参加できる
- 市は、子どもについての計画を決めたり、評価をするときは、おとなと同じように子どもの意見をきく
- 子どもの施設は、子どもの意見を聴いたり、子どもが運営に参加したりできるようにする



子どもの権利を守るために

(1) 子どもの権利を学ぶ

- 子どもが子どもの権利を知り、学ぶ機会をつくる
- おとなも子どもの権利について学ぶ機会をつくる
- 11月20日を武蔵野市子どもの権利の日として、子どもの権利を知るための取組を行う

(2) 子どもの権利擁護委員

- 子どもの権利を守り、権利が傷つけられたときに救う人(子どもの権利擁護委員)をおく
- 子どもは、少しでもつらい、苦しいときなどは相談することができる



(3) 子どもの権利を守るためのおとなの役割

<p>市</p> <p>子どもの権利を守るためのルールや計画をつくり、市民や地域と協力して、子どものための取組を進める</p>	<p>市民</p> <p>社会全体で子どもを見守り支え、子どものために市などに協力する</p>	<p>ほごしゃ 保護者</p> <p>子どもが愛されて育て環境を確保し、子どもが自分の意思と力で育つことを支えていく</p>	<p>子どもの施設</p> <p>市が進める取組に協力し、施設が子どもを大切に、安心できる居場所になるようにしていく</p>
<p>子どもの権利を守るために協力します</p>			

条例の素案についてパブリックコメント(意見募集)を実施します

募集期間：令和4年11月15日(火)から令和4年12月12日(月)まで(必着)

子どものみなさんへ

ここから
意見を教え
てください



これを見て、「いいな」「大事だな」と思ったことや「どうかな」と思ったこと、感想などみなさんの思いや考えを教えてください。
「子どもの権利条例(仮称)」はみなさんの権利についての条例です。
ぜひみなさんの意見を教えてください！
いただいた意見は、条例づくりにいかしていきます。



おとなの方へ

条例素案について、ご意見をお寄せください

- 提出方法**
氏名・住所・電話番号を明記のうえ、市ホームページ、Eメール、FAX、郵送、直接持参のいずれかによりご提出ください
- 提出先**
武蔵野市役所 子ども家庭部子ども子育て支援課子ども政策係
(お問い合わせ 電話:60-1851)
〒180-8777
武蔵野市緑町2-2-28 武蔵野市役所南棟 3階
Eメール:sec-kodomokosodate@city.musashino.lg.jp
FAX:51-9417

市民意見交換会

※申込みは不要です

- 11月26日(土)午前10時～
(武蔵野市民会館 地下1階 集会室)
 - 11月29日(火)午後6時～
(武蔵野市役所 東棟6階 601会議室)
 - 12月3日(土)午後2時～
(武蔵野商工会館 4階 市民会議室)
- ※③のみ手話通訳あり(11月24日までにEメールまたはFAXで申込みが必要です)



条例素案の内容や、パブリックコメント等、詳細は、左記から市ホームページをご覧ください